

市第 94 号議案 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例の一部を改正する条例について

1 趣旨

25 年 5 月の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）の制定により、個人番号（マイナンバー）に関する市独自事務での利用及び庁内の情報連携について地方公共団体が定める条例に委任され、27 年第 3 回定例会にて「横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例」（番号条例）を制定しました。

今回、庁内の情報連携の規定を追加するとともに、番号法の一部改正（27 年 9 月 9 日 公布）に伴う関係規定の整備を図るため一部改正を行います。

<参考>マイナンバー制度のスケジュール

- ・ 27 年 10 月から マイナンバーの付番・通知
- ・ 28 年 1 月から マイナンバーの利用開始、個人番号カードの交付開始
- ・ 29 年 1 月から 国の機関の間での情報連携の開始
- ・ 29 年 7 月から 地方公共団体や他の行政機関等の間での情報連携の開始

2 改正内容

(1) 庁内の情報連携（同一機関内での情報連携）

ア 租税に関する法令による庁内の情報連携（第 4 条新第 4 項）

番号法第 19 条第 12 号では、「租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は滞納処分（国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料に係る滞納処分も含む）等」について、各根拠法令に基づき他の行政機関との情報連携が従来通り行えるよう、特定個人情報の提供の根拠が規定されています。

本市においても、従来通り各根拠法令に基づき庁内の情報連携が行えるよう、番号条例に規定をします。

<参考>番号法第 19 条第 12 号抜粋 (特定個人情報の提供の制限)

第 19 条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。
十二 各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第百四条第一項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条の規定により行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査（第五十三条において「各議院審査等」という。）が行われるとき、その他政令で定める公益上の必要があるとき。

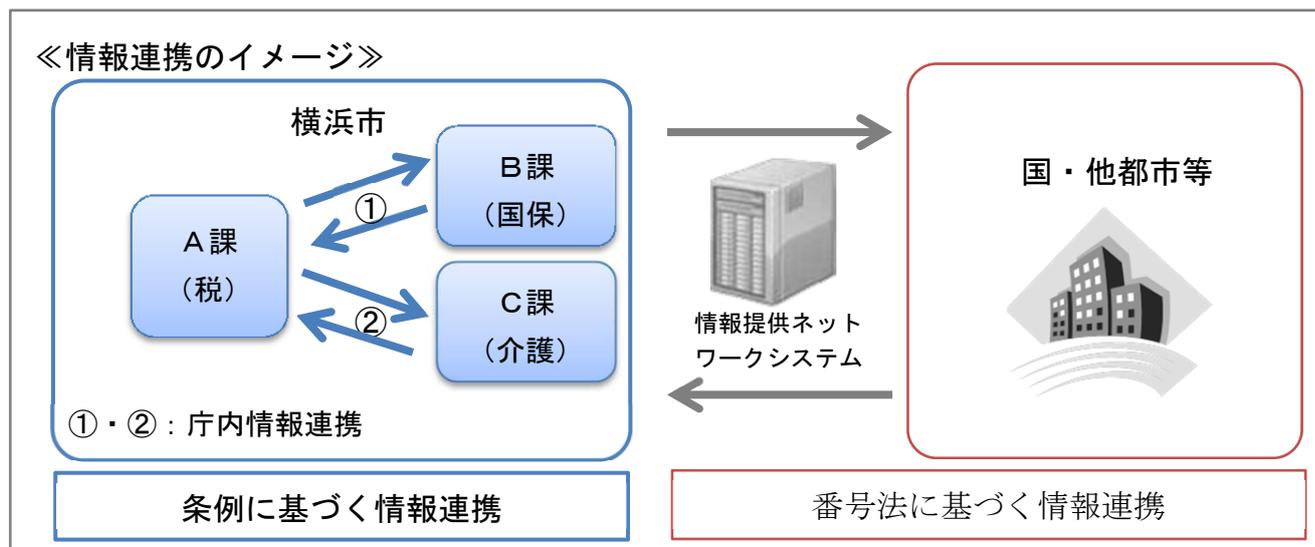
<参考>番号法施行令第 26 条別表抜粋 (公益上の必要がある場合)

第二十六条 法第十九条第十二号の政令で定める公益上の必要があるときは、別表に掲げる場合とする。
八 租税に関する法律又はこれに基づく条例の規定による質問、検査、提示若しくは提出の求め又は協力の要請が行われるとき。

イ 神奈川県独自利用事務に関する庁内の情報連携（第4条第2項別表第2）

神奈川県が、マイナンバーの独自利用事務として、「神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例による手当の支給に関する事務」を県番号条例に規定しました（10月20日公布・28年1月1日施行）。

当該事務は、神奈川県「事務処理の特例に関する条例」により市町村が処理することとされており、国の見解により、事務処理に必要な本市の庁内の情報連携については、本市の番号条例に規定が必要なため、規定します。



(2) 番号法改正に伴う関係規定の整備

ア 「特定個人情報保護委員会規則」の名称変更（第5条）

番号法の一部改正により、特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）の適正な取扱いの確保のための監視・監督を行う国の第三者機関である「特定個人情報保護委員会」が、個人情報全般も取り扱う「個人情報保護委員会」に改組されました。

これにより、「特定個人情報保護委員会規則」の名称が「個人情報保護委員会規則」となったため、番号条例における引用箇所も、併せて文言の改正を行います（内容に変更はありません）。

イ 略称の整備（第4条第2項別表第2）

番号法の一部改正により、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報」について「障害者自立支援給付関係情報」という略称が規定されたため、番号条例における引用箇所も、併せて文言の改正を行います（内容に変更はありません）。

3 施行期日（附則）

原則28年1月1日とし、番号法の規定の適用に合わせて一部個別に規定します。